

閣郵委第10号の1
平成28年2月26日

金融庁長官
森 信親 殿

郵政民営化委員会
委員長 増田 寛也

郵政民営化法第138条第5項の規定に基づく意見

平成28年1月20日付け金監第137号及び総情貯第12号をもって意見を求められた事案について、調査審議の結果、別添のとおり意見を提出する。

閣郵委第10号の2
平成28年2月26日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也

郵政民営化法第138条第5項の規定に基づく意見

平成28年1月20付け金監第137号及び総情貯第12号をもって意見を求められた事案について、調査審議の結果、別添のとおり意見を提出する。

株式会社かんぽ生命保険の新規業務（再保険の引受け及び付帯サービス）に関する郵政民営化委員会の意見

はじめに

平成28年1月19日、株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命保険」という。）から新規業務（再保険の引受け及び付帯サービス）の認可申請があり、金融庁長官及び総務大臣から当委員会の意見が求められた。

認可申請の内容は、かんぽ生命保険において、次の業務を行うことができるようにするものである。

- ① 再保険の引受け
 - ② 保険契約に付帯する各種の無料サービス（付帯サービス）を提供する業務
- なお、上記①の再保険の引受対象、種類等は、次のとおりである。
- ア 元受契約は、他の生命保険会社からかんぽ生命保険又は日本郵便株式会社が受託し販売する保険契約とする。
- イ 再保険の種類は、比例式再保険・クォータシェア方式とする。
- ウ 再保険金額は、元受契約の保険金額（危険保険料式再保険の場合は、危険保険金額）の50%未満とする。
- 当委員会における調査審議の結果は、以下のとおりである。

1 基本的な考え方

平成27年11月4日、株式会社ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険（以下「金融二社」という。）並びに日本郵政株式会社の株式上場が実現し、これにより、新たな株主の登場と経営に対する市場規律の浸透を通じて、郵政民営化は新たな局面を迎えることとなった。こうした状況変化を踏まえて取りまとめた「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見（平成27年12月）」（以下「所見」という。）に基づき、今般の新規業務の調査審議に関する基本的な考え方を以下に記す。

(1) 利用者利便の向上

郵政民営化においては、利用者利便の向上が重要な目的であり、金融二社の新規業務に係る調査審議においても、この点に十分留意する必要がある。金融二社においては、業務の展開に際し、民間金融機関として顧客満足を向上させるため、顧客ニーズへの的確な対応や郵便局における一元的対応を行うことが期待される。

(2) 適正な競争関係

郵政民営化法は、金融二社の新規業務導入に際しての考慮事項として、主に適正な競争関係の確保の観点から議決権比率を例示している。当委員会では従来からこのことに注目し、株式市場からの規律が経営に及ぼす効果を踏まえ、市場規律が不十分な場合には各種取引において経済合理性が浸透しない恐れが残りやすいこと

に着目し、こうした弊害をそれほど意識する必要がない業務については、株式上場前であってもその導入を認め得るとの考え方を採ってきた。

この度の金融二社株式の上場により、金融二社の経営に市場規律が浸透し、一層合理的な経営と市場に対する説明責任が求められることとなった。金融二社の新規業務導入における先後関係の判断は、こうした経営環境の変化を踏まえ、上述の考え方に各社の経営課題への対応に資するより具体的できめ細かな視点を加えて行うことが適切であり、中期経営計画の具体化、あるいは更なる展開を図るために必要な業務は、優先順位を上げて検討すべきである。

(3) 業務遂行能力・業務運営態勢

業務遂行能力・業務運営態勢については、これまでの所管官庁における検査監督等により一定の水準にあるものと考えられるが、申請に係る業務により新たに必要となる態勢について、民間金融機関として求められる所要の態勢を整備することが必要である。

(4) 経営の健全性の確保

金融二社においては、株式会社として投資家の信認を得られるよう、財務の健全性を確保するとともに、厳格なコスト管理態勢の下で効率的な経営が行われるべきである。その上で、新規業務については、顧客ニーズを的確に反映しつつ、健全経営の確保に寄与するものとして展開されることが求められる。

2 所見の観点からの評価

再保険の引受けは、これまでかんぽ生命保険が取り扱ってきた広く一般に保険募集を行うものではなく、市場で取引されない、生命保険会社間の合意の下に行う相対取引であるが、今回の株式上場により、経営に市場規律が浸透してきたことを考慮すれば、当面の経営課題への対応に資する業務についてその導入を検討することは許容され得る。

かんぽ生命保険による再保険の引受けは、収益源の多様化又は収益源の偏りの是正に資するとともに、他の生命保険会社との連携により既存サービスの充実・補強に資するものと考えられることから、所見において示した新たな視点と整合しており、優先的に導入を検討し得るものである。

また、付帯サービスは、利用者利便の観点から既に他の生命保険会社が一般的に行っているものであり、かんぽ生命保険が付帯サービスを提供することは、所見の利用者利便を重視する考え方に合致するものである。

3 申請に係る業務の認可に関する考え方

(1) 業務認可に当たっての考え方

今回の再保険の引受けは、これまでかんぽ生命保険が取り扱ってきた商品とはそ

の商品性が異なるものの、引き受けるリスクについて、かんぽ生命保険又は日本郵便株式会社が受託販売する保険契約を対象とするなどの一定の範囲を設けるとともに、再保険の支払要件を元受契約と同一とすることにより、再保険のリスクと元受契約のリスクの同質性を確保するといったリスク管理上の工夫がなされており、新たな業務の実施に際し、堅実な内容となっている。また、かんぽ生命保険による再保険の引受けは、収益源の多様化及びリスクポートフォリオの改善を図り、財務の健全性を向上させるとともに、他の生命保険会社の保険責任の引受けを通じたノウハウの習得や連携強化の展開も期待でき、ひいては安心・安全で多様な生命保険の提供により、利用者利便の向上につながるものと考えられる。

これらを踏まえると、本件再保険の引受けは、その実施について問題はないものと考えられる。

また、付帯サービスは、利用者利便の向上に資するものであり、生命保険会社各社が保険契約者等のニーズを踏まえ多種多様なサービスを展開している現状に鑑みても、その実施について問題はないものと考えられる。

(2) 業務を実施する場合の留意事項

金融庁長官及び総務大臣は、申請に係る業務の開始後においても、かんぽ生命保険の業務遂行能力・業務運営態勢が整えられ、利用者保護やリスク管理に支障がないよう業務展開が進められていることを継続的に確認する必要がある。

4 その他

金融庁長官及び総務大臣は、かんぽ生命保険の業務遂行能力・業務運営態勢について、今回の申請に係る業務を含め、継続的に確認するとともに、その結果について、当委員会に対し必要に応じ報告されたい。